

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省	関係名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
50	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	食品リサイクル法における廃棄物処理法の特例制度では、食品リサイクル法第2条第4項で規定する「食品関連事業者」に対し、廃棄物処理法第7条の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)に関する許可を不要としているが、現在対象となっている、(外部業者を入れない)自社運営の食堂や老人ホームの食堂についても特例対象とすること。	【現状】 当市では、バイオマス産業都市構想に基づき、民間事業者が設置したバイオガス発電施設に市内外の食品関連事業者等から食品循環資源(食品残さ)を受け入れ、処理している。 一般廃棄物は排出された自治体内での処理が基本とされているが、食品の再生利用に関しては広域的な処理の必要性があることから、一般廃棄物収集運搬業の許可の特例が設けられている。 当該バイオガス発電施設は食品リサイクル法に基づく再生事業者登録がされているため、他の自治体の食品関連事業者から排出された一般廃棄物(食品残さ)の受け入れの際に、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)の許可が必要となる特例が適用されている。 食品関連事業者には、食堂運営を委託された事業者を含むものの、外部委託せず自社で食堂を運営している中小企業や小規模な老人ホームについては対象外となることから、収集運搬事業者に対し、2年に1回一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許認可手続きが必要となっている。 【支障】 食品リサイクル法において、それらの事業所から出る食品残さのリサイクルは義務付けされていないが、環境意識の高まりや国が進める脱炭素社会の実現に寄与するため、リサイクルしたいというニーズが増えてきており、当市における食品残さの受け入れ相談も年間10件から15件程度あり、それに伴う許認可事務の負担が増加している。	特例制度対象外となっている中小企業や小規模な老人ホームを特例対象とすることで、2年に1回必要となる一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許認可を不要とすることができるため、当該事務手続きの負担軽減を図り、行政の効率化を図ることができる。 また、それら事業所からの一般廃棄物の搬入が促進されることにより、バイオマス資源の利用が促進され、脱炭素社会の実現に寄与することができる。 (現在、39業者から年間約200トンの食品残さを受け入れている。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第21条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第1条	農林水産省、環境省	大府市		座間市、川崎市、鎌倉市、西尾市、小牧市、岡山市、宇和島市、熊本市	○市内では、食品残差の受け入れを行ってはおらず、市外への搬出を依頼している。市外に搬出する相談を年20件程度受けていることから、当該事務手続きの負担軽減を図り、行政の効率化を図ることが必要と考える。 ○現在、当市は食品リサイクル施設を有していないため自治体から食品残差を受け入れることはない。また食品残差を市外搬出している事業者については、当市の一般廃棄物収集運搬業許可を有しており、持ち込み先の許可も有しているため、提案事項についての相談は特にならない。しかし、数年後に当市で食品バイオマス発電施設が完成し、試験運転後可能であれば自治体の食品残差の受け入れも予定しており、その際提案自治体と同様の課題を抱える可能性がある。 特例措置の拡充については、対象が否かの判断基準の設定をいかに明確化できるかが課題であると考えられる。	食品関連事業者は、その事業活動に伴い多量かつ継続的に食品廃棄物を排出しており、食品廃棄物の発生を抑制及び再生利用への最大限の努力が求められる。このため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に超えて、食品関連事業者に対し、再生利用等の実施目標の達成と取組に当たっての基準の遵守を求め、多量発生事業者等に対しては、取組が不十分な場合は国が勧告や命令等を行うといった規制措置を講じている。こうした規制措置とあわせて、このような措置の対象となっている食品関連事業者の再生利用の実施を確保できるように運輸の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等が設けられている。 一方で、自社で運営している食堂や学校給食の施設は、福利厚生の一環で行われており、事業性が乏しいため、食品関連事業者と同様に食品廃棄物の発生を抑制及び再生利用の取組を求めるとは適切ではない。このため、これらの事業者が再生利用を実施する際に、運輸の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等の対象とすることは困難であるが、これらの事業者の食品廃棄の実態を把握しつつ、食品関連事業者の対象範囲について、継続的に検討してまいりたい。	2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すためには、ありとあらゆる手段を用いた取組を進めることが重要だと考える。また、「エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)」では、「食品廃棄物などのバイオマスの利用の導入を進める」とされており、現在検討が進められている次期エネルギー基本計画(案)においても再生可能エネルギー導入量について、さらなる積み上げが検討されていると承知している。 そのため、事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物のうち、福利厚生の一環で行われていると考えられる自社運営の食堂や小規模な老人ホームの食堂より排出される食品廃棄物であっても、「食品廃棄物等の発生を抑制及び再生利用の取組を行う」のは社会的責務であり、積極的に再生利用を促すことが必要と考える。 については、廃棄物処理法第7条第1項に基づく市町村長の許可を受けないで、一般廃棄物の収集運搬業として行うことができる特例の範囲を拡大することにより、食品廃棄物の再生利用がさらに進むよう、速やかにご検討をお願いしたい。あわせて、具体的な検討スケジュールについて、ご教示いただきたい。	
65	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止を求め、都道府県分別収集促進計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータを取りまとめている部分がほとんどであるため、計画の策定はななく、市町村分別収集計画の都道府県のホームページ上で公開することに留める等、事務の簡略化を求める。	「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けを廃止することで、計画策定にかかる都道府県職員の業務量が削減できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	環境省	岐阜県	茨城県、群馬県、石川県、下呂市、静岡県、西尾市、小牧市、岡山市、徳島県、大分県、沖縄県	○一般廃棄物の処理に関しては市町村の自治事務であり、分別収集促進のために県が市町村に対してできるのは技術的助言に過ぎない。この助言等を含む市町村に対する一般廃棄物に係る限りの関わり等については、「都道府県廃棄物処理計画」で示すことが可能である。実質的に、市町村の計画の整備を構築するだけであり、5年計画でありながら3年ごとに作成することになっており負担が大きい。 ○当市における一般廃棄物処理関係の計画は、都道府県が策定する廃棄物処理計画を上位計画として「一般廃棄物処理基本計画」及び「一般廃棄物処理実施計画」を策定している。この計画により、当市の一般廃棄物を計画的に処理できているため、都道府県分別収集促進計画が無くては支障がないと考える。	容器包装再商品化法第9条第2項第1から3号は市町村分別収集計画と整合が求められる県の区域別の容器包装廃棄物等の排出見込量等を計画に掲げる事項として定めている。一方、同項第4号の分別収集等の知識普及や市町村相互間の情報交換の促進(以下知識普及等という。)は、地域の実情に即して都道府県が検討して定める内容であり、両者の性質は異なると考えられる。 このため、提案のとおり、排出見込量等(法第9条第2項第1～3号)については、都道府県が集計・とりまとめを行い「国」に報告することにより、また、知識普及等(法第9条第2項第4号)については、都道府県廃棄物処理計画に記載しその実施を担保することにより、国の改訂目的は実現できると考えられ、都道府県分別収集促進計画の策定の義務付けという手法にこだわる必要はないと考える。 また、第4号の知識普及等については、新たに制定されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に市町村への技術的援助も含めて、都道府県廃棄物処理計画に位置づけ、全体として中長期的に市町村と連携して取り組むこととすることが適当と考える。なお、その取扱いにおいては、都道府県廃棄物処理計画の計画期間は各々任意に設定されていることを踏まえ、改訂頻度を規定せず、都道府県がそれぞれ設定している廃棄物処理計画の計画期間に合わせることも適当である。				
98	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	大気汚染防止法等でも、自主測定実施の義務づけはあがあるが、本法のみ結果の報告義務があり、事業者の負担となっている。 都道府県にて集計及び公表することは形式的な事務に留まり、関与する実益が無く、自主測定結果の取りまとめ、公表資料の作成等作業が職員の負担となっている。 自主測定結果の報告義務が、今後も国民に対する情報提供として必要であれば、国が進めている事務手続き電子化の一環で、PRTR法のように電子で直接国に報告し、だれでも容易に確認できるシステムとして欲しい。	都道府県及び事業者の事務負担を軽減できる。	ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項～第4項	環境省	群馬県、福島県、茨城県	青森県、宮城県、山形市、豊田市、愛知県、川崎市、大分県、宮崎県	○都道府県及び事業者双方の事務負担を軽減するためには、報告・公表規定自体をなくすことが望ましい。	事業者による測定結果の都道府県等への報告及び都道府県等(都道府県及びダイオキシン対策特別措置法施行令において定める市、以下同。)による公表は、事業者による排出抑制の実施のインセンティブを与えるとともに、施設周辺住民の安心を確保するためにも、継続して実施する必要があるとされている。また、都道府県等は、事業者からの測定結果の報告を基に、事業者による測定が実施されていない、測定結果が都道府県等へ報告されていない又は測定結果が排出基準を超過しているといった事業者に対して指導を行っている。 令和元年度には、稼働している大気基準適用施設(680施設)のうち、未測定・未報告が503施設、排出基準超過が52施設あり、稼働している水質基準適用事業場(522事業場)のうち、未測定・未報告が23事業場、排出基準超過が1事業場あったところ。このような状況を踏まえ、引き続き、ダイオキシン対策に取り組む必要性は高く、当該報告・公表を廃止すべきではないと考えている。また、事業者からの測定結果の報告料については、事業者による測定の未実施、都道府県等への未報告又は排出基準超過に対して適切な指導が実施できるよう、同法に基づく指導監督権限を有する都道府県等とすることが適切と考えられる。 その上で、地方公共団体が行う事務の効率化・負担軽減は重要であると考えており、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月18日)及び「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」(平成30年6月18日)に基づき、現行において測定結果の報告に関する電子システム構築について、令和6年度運用開始を目指し検討を進めているところ。これにより、都道府県等の測定結果の受付、測定結果の公表及び立入検査に係る負担軽減並びに事業者の測定結果の報告に係る負担軽減が図れると考えている。	ダイオキシン類の排出量は平成9年と比較して99%減少し、全国的に環境基準も十分達成している。法に基づき定められた削減計画(国が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画)において定められた目標も十分達成している(H24.8策定目標量176g-TEQ/年、令和元年101g-TEQ/年)。 また、法施行後、適切な施設の維持管理の指導等が行われたことに加え、特定施設数が減少し、施設周辺住民からの苦情もなく、環境基準が達成されている状況であり、安心が十分確保されていると考えられる。 今後も、ダイオキシン類対策に取り組むことは必要と考えられるが、定期的な立入検査により、未測定や基準超過の状況を把握することは十分可能である。 そのため、都道府県等への自主測定結果の報告を求めている他の公法と同様、ダイオキシン類についても、都道府県等が自主測定結果の報告受理・公表に関与しないとしても支障はないと考えられる。なお、国において今後も、ダイオキシン類の自主測定結果の収集が必要であれば、構築を検討されている電子システムでは、スマートフォン等でも利用できるようなアクセシビリティが高いシステムとしていただくとともに、報告項目数の絞り込みや共通様式の取り込み機能、施行状況調査機能等を設けることで都道府県等及び事業者に対し可能な限り簡便で分かりやすいシステムとしていただきたい。 また、電子システムにより、いつでもどこでも誰でも測定結果を容易に閲覧することが可能となれば、遅くともそれ以降は、都道府県等による測定結果の公表の義務付け事務に係る法律上の規定を存置する必要性はないのではないかと考える。		

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、食品関連事業者の対象範囲の検討にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨を鑑み、生活環境や公衆衛生保全のための規制の観点と、事務手続きの簡略化という特例の観点の双方が十分配慮されるよう求める。		食品関連事業者の対象範囲について検討していくが、本年中を目途に事業者の食品廃棄の実態把握を行うこととしたい。	<令3> 5【環境省】 (11)食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者に求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関係する事業者等の意見も踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:農林水産省) <令4> 6【環境省】 (13)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対象範囲を拡大することについて、令和4年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を踏まえて、令和5年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令元財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1)の改定等を行う。 (関係府省:農林水産省)	基本方針の改定等	令和5年中	食品関連事業者の対象範囲の拡大について、令和4年9月以降、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の下の専門委員会での審議を経て、食料リサイクル法の基本方針の改定等必要な措置を講ずる。	食品関連事業者の対象範囲の拡大について、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の下の専門委員会での審議を経て、食料リサイクル法の基本方針の改定等必要な措置を講ずる。
【徳島県】 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律については、現在、制度設計が進められていると存するが、容リ法との関連を明確にし、市町村等の負担増加につながる業務量の増加がないように配慮いただきたい。 3年ごとの計画作成が、容リ協への委託量把握のために必要であるならば、数値のみの報告等に簡素化し、計画自体の策定は本来の5年ごととするなど、目的と手段について再度検討を行っていただき、事務負担の軽減について配慮いただきたい。	【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○「都道府県分別収集促進計画」の記載事項のうち、市町村のデータの積み上げ・把握については、計画を策定せずとも可能であり、都道府県に計画策定を義務付けるのは過大な負担ではないか。 ○容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及並びに市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項については、「都道府県廃棄物処理計画」等の他の関連する計画に記載することで「都道府県分別収集促進計画」を策定したものとみなすことができるよう法令上の対応を検討いただきたい。	1次回答のとおり、現行規定においても、廃棄物処理法に基づく「都道府県廃棄物処理計画」の中に「都道府県分別収集促進計画」を一体として位置づけるなど、計画策定事務を簡略化していただくことは可能である。法技術上の問題がなければ、法令上の旨を明確化することについても差し支えない。 「排出見込量等(法第9条第2項第1-3号)」については、都道府県が集計・取りまとめを行い国に報告するというご提案については、法第9条第5項及び第6項に基づき合算して得られる総量が法第11条において特定事業者に再商品化を義務付ける再商品化義務量の算定の根拠となるという法律の構造上、法令の定めによらない実態上の集計・取りまとめに替えることは困難である。	6【環境省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平12法112) (i)都道府県分別収集促進計画(9条1項)については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たった際の留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。	前段 検討中	検討中	都道府県分別収集促進計画(9条1項)の在り方について検討を実施中。	都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について結論を得る。 具体的には、都道府県分別収集促進計画の策定に係る事務の実態に関する調査を踏まえ、関係省庁と協議しながら制度的対応の要否を含め検討し結論を得る。	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○新たに電子システムによる報告が可能になるのであれば、法律上の報告及び公表義務は不要ではないか。 ○未報告・未測定の事業者を把握するために都道府県への報告を義務付けているのであれば、都道府県が自ら電子システム上で監視すれば十分ではないか。	ダイオキシン類対策特別措置法第28条4項の公表義務については、一律の義務から努力義務とすることについて検討したい。 ダイオキシン類の排出抑制対策について、近年環境基準は達成されているが、一部施設においては排出基準を超過している状況である。また、現行においては、事業者による測定結果が公表されていることから、ある程度住民の安心が確保されていると考えられるが、測定結果の公表が実施されなくなった場合においても同様に地域住民の安心が確保出来るかは不明確である。このような状況を踏まえ、当該公表については、都道府県等が地域の実情に応じて実施することについて検討したい。 電子システムについては、次年度からシステムの構成を検討するための調査事業に着手する予定である。今後、様々な関係者の意見を踏まえて利便性も考慮した設計としたいと考えている。 ダイオキシン類対策特別措置法第28条3項に規定される報告義務については、令和元年度における状況の調査においても多数の施設で未報告(大気503施設、水質23施設)、基準超過(大気52施設、水質1施設)といった法令違反が認められていることから、今後も的確な指導が必要である。この指導に資するため、報告義務を削除することは不適当である。また都道府県等において、未報告の施設や基準超過の報告があった施設を対象に立入検査を実施するなど、効率的に立入検査を実施するためにも、当該報告は必要と考えられる。 事業者からの測定結果の報告先は、行政指導等の指導監督権限を有するところであるべきであり、測定結果の公表する主体は事業者から報告を受けた主体が実施すべきと考える。 電子システムはあくまで手続きの手段であることから、法的な観点で事業者への指導監督権限を有する都道府県等が事業者から測定結果の報告を受け取り、また報告を受けた都道府県等が報告内容について公表することとされている現行制度を維持すべきと考える。	<令3> 5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (ii)大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務(28条3項)及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務(28条4項)については、令和6年度に運用開始を予定している電子システムの在り方を踏まえつつ、事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令4> 6【環境省】 (12)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (ii)大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務(28条3項)及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務(同条4項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和5年度中に省令を改正し、地方公共団体が利用するL2WAYへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)を利用した手続きを可能とする。	電子システムの構築等	令和6年度中(予定)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく手続きの電子システム化について検討中。	令和6年度中に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく手続きが、デジタル庁が提供する申請基盤を活用したシステムにより行えるよう、オンライン化を進める。また、当該手続きの電子システムによる実施開始までに、電子システム化に係る必要な省令改正を実施する。
						後段 通知	令和4年3月31日	都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たった際の留意事項を含め、都道府県に通知した。  「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく都道府県分別収集促進計画の策定の留意事項について(令和4年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長事務連絡)	